

## 平成29年度 不祥事防止ゼロプログラム

### 1. 実施責任者

平塚ろう学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は校長及び副校長・教頭を補佐し、事務長を補助する。

### 2. テーマ

公務員・社会人としての自覚、基本的な行動を徹底し、児童生徒の理解と適切な対応を通して、児童生徒の健やかな成長の促進を図る。

### 3. 取組みにあたって

「質の高い同僚性の発揮による不祥事防止」（言葉をかけ合う）

- ・プログラム実行の主体は全職員であり、学校を挙げて不祥事防止に取り組む。
- ・不祥事防止会議は、そのためのプログラムの策定、実行、検証等の取りまとめを行う。

### 3. 項目

- (1) 交通事故等防止
- (2) 適正な経理処理
- (3) 体罰・不適切指導、いじめ・虐待の防止、早期発見、早期解決
- (4) わいせつ、セクハラ行為、パワハラ
- (5) 個人情報等管理・情報セキュリティ対策
- (6) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱い
- (7) 業務執行体制
- (8) 公務外非行
- (9) 服務規律の確保

### 4 目標・行動計画

- (1) 交通事故等防止（指導部長）
  - ・ 交通事故発生未然防止：マスコミ等のニュースを話題にした注意喚起の継続
  - ・ 酒酔い、酒気帯び運転の撲滅：宴席参加時の公共交通機関利用の徹底（自転車も不可）
- (2) 適正な経理処理（総務部長）
  - ・ 公費、私費の適正な取り扱い：私費会計説明会（研修）の実施、係や担当の明確化
  - ・ 適正な現金管理：現金受領後の迅速処理徹底、複数の視点による点検や確認の励行
- (3) 体罰・不適切指導、いじめ・虐待の防止、早期発見、早期解決（指導部長）
  - ・ 体罰・不適切指導の防止：生徒情報、指導上の課題・悩み等の共有化、チームでの取組み
  - ・ いじめ・虐待の防止、早期発見、早期解決：子どもの様子の観察徹底、関係機関等との連携
- (4) セクハラ、わいせつ行為、パワハラ（幼稚部学部長、副寮務部長）
  - ・ わいせつ、セクハラ行為、パワハラ防止：職員間の日常的なコミュニケーションの促進
- (5) 個人情報等管理・情報セキュリティ対策（総務部長）
  - ・ 個人情報や情報機器の管理徹底、紛失の防止：定期的ウイルスチェック、USB等借用規定遵守
- (6) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱い（小学部、中学部、高等部の各学部長）
  - ・ 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱い：成績進路書類の数値、内容の複数職員による点検
- (7) 業務執行体制（管理職、教務部長、副寮務部長）
  - ・ 適正な業務進行の推進：報告、連絡、相談と業務効率化・簡素化・均等化の推進
- (8) 公務外非行（管理職）
  - ・ 公務外非行の未然防止：公務員としての行動自覚、公務外非行事例紹介による注意喚起
- (9) 服務規律の確保（管理職）
  - ・ 政治的中立性の厳守：選挙等の機会を捉えた政治的行為の制限に関する注意喚起
  - ・ 服務規律の遵守：公務員の服務規律の周知徹底
- (10) すべての項目・目標に共通するもの
  - ・ 挨拶、ことばのかけ合いの励行と校内組織を活用した情報収集と早期対応、相談窓口の周知（支援部長）

- ・ 不祥事防止アンケート（行政課等発行のもの）と不祥事防止会議の実施（管理職）
- ・ 不祥事防止標語の作成（各学部グループ、管理職）
- ・ 不祥事防止全体研修の実施（10回/年 管理職、各学部グループ、外部講師）
- ・ 啓発資料等の配布、処分事例の紹介、新聞切り抜きの紹介等を通じた注意喚起（管理職）
- ・ 校内組織を活用した情報収集と早期対応、相談窓口の周知（支援部長）
- ・ ノー残業デーの実施（教務部長）

#### 4. 検証

- （1）各目標達成についての評価を行い、未実施があった場合には、補完処置を講ずる。中間評価を受け、行動計画を修正する必要がある場合には、必要な修正を行う。
- （2）学校評議員やホームページに本校の不祥事ゼロプログラムの取組を提示し、意見を聴取する機会を設ける。得られた意見や助言を、次年度における不祥事ゼロプログラムの策定に反映させる。

#### 5. 実施結果

不祥事防止ゼロプログラムは本校ホームページに掲載し、最終検証は教育局に実施結果を報告する。